平成20年12月12日

第 2 9 0 8 号

目 次

告 示 (第2017号 - 第2032号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した	:意見等	
	(中小企業振興課)	2
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	4
土地改良区の清算人の退任	(農村整備課)	4
公共測量の終了	(県土整備総務課)	4
国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	4
市の町の区域の変更	(市町村支援課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	8
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
公告		
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	8
雑報		

審議会の答申に係る福岡県意見書提出要綱の規定に基づく意見募集

(保健衛生課)	9
---------	---

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) ......10

告 示

福岡県告示第2017号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区 域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供 する。

平成20年12月12日

麻生 福岡県知事 渡

土木事務所名		各の類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
				前	朝倉郡東峰村大字小石原鼓 2823番1 先から 同郡同村大字小石原鼓2609 番1 先まで	3.5 ~ 23.0	1,225.0
朝倉	国	般道	211 号	前	同上	12.0 ~ 53.0	964.0
				後	同上	12.0 ~ 53.0	964.0
# ^		<b>,</b> *	塔 瀬	前	朝倉市黒川6092番4先から 同市黒川6101番1先まで	4.3 ~ 22.0	384.0
朝 倉	県	道	十文字線	後	同上	8.0 ~ 81.0	384.0

每週月水金曜日

朝	朝倉市黒川5015番 1 先から 同市黒川5193番 6 先まで	旧 法	-	塔 瀬 十文字 編		4.5 ~ 13.8	172.0				
料	倉	県	道	小				後	同上	9.0 ~ 13.8	172.0
±0	*	П	ョ 、 安 谷 /		//±	前	朝倉市佐田2833番4先から 同市佐田1895番8先まで	3.7 ~ 29.5	1,595.0		
朝	倉	県	道	赤	谷	線	後	同上	6.0 ~ 36.0	1,595.0	

福岡県告示第2018号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年12月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
朝倉	211 号	朝倉郡東峰村大字小石原鼓3512番1先から 同郡同村大字小石原鼓3492番1先まで

# 福岡県告示第2019号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九

州商工事務所において縦覧に供する。

平成20年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 (仮称) Hilltop Terrace
- (2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目1088番 1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要意見なし

福岡県告示第2020号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年12月12日

福岡県知事 麻生渡

- 1 解除予定保安林の所在場所 うきは市浮羽町新川字堺谷4496の8、字内瀬4513の5
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

福岡県告示第2021号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路種	の類	路線	名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)		
北九州			495 문		495 号		前	遠賀郡岡垣町大字黒山1074 番1先から 同郡同町大字黒山1303番先 まで	12.5 ~ 40.0	145.5
	''   国 道			後	同上	17.5 ~ 44.0	145.5			
				、直	直が	直方。	前	中間市大字下大隈1138番先 から 同市大字垣生1番3先まで	11.0 ~ 23.0	323.0
北九州	県道  芦		芦屋  ̄		芦屋 1000		後	同上	10.4 ~ 23.0	323.0
北九州	県	道	宮田	幺	前	遠賀郡遠賀町浅木2丁目978 番3先から 同郡同町浅木2丁目984番 4先まで	9.8 ~ 13.6	100.3		
	_	遠	賀	後	同上	10.8 ~ 14.6	100.3			

#### 福岡県告示第2022号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年12月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

土木事	路線名	供	Ħ	睭	<del>1</del> 4	Φ	▽	胆
務所名	四 秋 百	八	т	卅	ХД	U)		ΙĐJ

北九州	495 号	遠賀郡岡垣町大字黒山1074番1先から 同郡同町大字黒山1303番先まで
北九州	直 方線 屋	中間市大字下大隈1127番先から 同市大字垣生 1 番 3 先まで

### 福岡県告示第2023号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年12月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	385 号	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1294番 1 先から 同郡同町大字五ヶ山1283番先まで

## 福岡県告示第2024号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月福岡県告示第1826号は、取り消す。

平成20年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市瀬高町下庄字東欠橋720番4、721番1から721番3まで、722番、723番1から723番3まで、724番3、728番1から728番3まで、729番、730番、731番1、731番2、732番1、732番3、733番1、738番1、738番3、739番1、742番、743番、744番1、744番2、748番1、748番3、748番4及び749番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

w 数

汨

北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義

#### 福岡県告示第2025号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区 の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
鳥飼西田土地改良区	平成20年12月 2 日

#### 福岡県告示第2026号

解散した清算法人内野土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により 次のように公告する。

平成20年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

	氏		名		住 所	
武	本		等	飯塚市	野74番地	
今	住	勝	美	"	3850番地	
武	本	義	則	"	75番地	
今	住	政	志	"	3862番地	
稲	富	宗	行	"	3767番地 7	
江	藤	雅	之	"	3688番地	
大	庭	伸	之	"	3761番地	
大	町	秀	_	"	3268番地	
多	田	篤	34	"	3342番地	
稲	富	政	文	"	3263番地	

大	庭	秀	光	"	"	2015番地 1
大	庭	澄	芳	"	"	3070番地 2
大	庭	秀	俊	"	"	2874番地
多	田	広	志	"	"	991番地
大	庭		毅	"	"	1012番地
大	庭	次	郎	"	"	978番地 2

#### 福岡県告示第2027号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に より、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39 条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 測量の種類

公共測量 (道路地形測量)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実	施	地	域		終	了	年	月	日	
北九州市若村	北九州市若松区南東部					月12日				

### 福岡県告示第2028号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定に基づき、次のように国土 調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成20年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った 者の名称	調査を行った 期間	成果の名称	調査を行った 地域	認証年月日	
みやま市	平成19年度から 平成20年度まで	地籍図及び地 籍簿	瀬高町小田の一部	平成20年11月27日	

みやま市 平成19年度から 地籍図及び地 瀬高町濱田の一部 平成20年11月27日 平成20年度まで 籍簿

# 福岡県告示第2029号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により、福岡市長から福岡市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成20年12月15日から効力を生ずるものとする。

平成20年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

別図1の区域内の町の区域を別図2のように変更する。

Ω

福岡県告示第2030号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非 営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

平成20年12月12日

福岡県知事 麻 牛 渡

1 申請のあった年月日

平成20年11月26日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人フリースクール茶屋町総合学習センター

(2) 代表者の氏名

高栁 幹子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区茶屋町9番7号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不登校の児童・生徒、およびその家族に対して、精神面のサポート に関する事業を行い、子どもたちの社会的自立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2031号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月12日

福岡県知事 麻 牛 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字旅石465-2、465-3、466-1、466-2、466-6、466-7、 551 - 1、556 - 1及び556 - 2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区店屋町5番2号

株式会社松下商店 代表取締役 松下 繁夫

福岡県告示第2032号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成20年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字稲童字山道145 - 2、145 - 5、145 - 6、145 - 7、145 - 8、145 - 9、 145 - 10及び150 - 2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀県佐賀市大和町大字梅野1578番地1

佐保 進

# 告 公

公告

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一 部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年12月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成20年12月2日

2 処分を受けた者の商号等

商号又は名称	主たる営業所の 所 在 地	代表者の氏名	許可番号
株式会社山一 緑化建設	鞍手郡鞍手町大字室木764 - 1	南野 準二郎	平成19年12月11日 福岡県知事 (特 - 19) 第90983号

山一建設株式会社	北九州市八幡西区竹末 1 - 5 - 22	南野	戦治郎	平成17年 2 月25日 · 平成17年 7 月13日 · 平成19年 7 月17日 福岡県知事 (特 · 般 - 16 · 17 · 19) 第55725号
----------	--------------------------	----	-----	---

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止
- (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

- ア 国、地方公共団体、法人税法 (昭和40年法律第34号) 別表第 1 に掲げる公共法 人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注するもの
- イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)
- (2) 停止期間
  - ア 株式会社山一緑化建設 平成20年12月15日から平成20年12月21日までの7日間
  - イ 山ー建設株式会社

平成20年12月15日から平成20年12月21日までの7日間

- 4 処分の原因となった事実
- (1) 株式会社山一緑化建設は、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定 建設業の許可を受けずに政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このこ とは、同法第28条第1項第2号に該当する。
- (2) 山一建設株式会社は、株式会社山一緑化建設が特定建設業の許可を受けていないことを知って、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第7号に該当する。

# 雑 報

福岡県生活衛生営業審議会公告

公衆浴場入浴料金の今後のあり方に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度 要綱 (平成12年2月29日11行改推第92号) 第2条第1項の規定により次のとおり意見を 募集しますので、意見書を提出される方は、所定の方法で提出してください。

平成20年12月12日

福岡県生活衛生営業審議会 会長 西原 宏

1 意見募集の対象となる答申案

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条に基づく料金の指定については、大人は現行の410円から30円の値上げを行い440円とし、中人は現行の170円から10円の値上げを行い180円とし、小人は現行の60円から10円の値上げを行い70円とすることが適当である。

料金の改定は、平成21年2月16日からとすることが適当である。(理由)

- 1 昨年から原油価格が高騰している中で、特にA重油は価格が高止まりしており、公衆浴場営業者から料金引き上げの要望がなされたこと。
- 2 このほど県が実施した公衆浴場経営実態調査結果に基づき、収入及び必要経費 の両面から算定した仮定料金単価は大人料金が446円、中人料金が185円、小人料 金が65円であり、現行料金との差額はそれぞれ36円、15円及び5円であったこと

また、中人料金は平成12年から、小人料金は昭和55年から据え置いており、大人料金との格差が大きくなっていること。

3 答申後、一定の周知期間を経て速やかに実施することが望ましいことから、今回の答申に基づく改定は平成21年2月16日からとすることが適当と考えられること。

#### (補足意見)

県及び市町村におかれては、これまでも普通公衆浴場の経営の安定と確保を目的 に所要の助成措置が講じられているところである。

務部行政経営 ーェン株

總十

溜九

祖間

田

しかし、昨今の燃料費の高騰など、普通公衆浴場業を取り巻く経営環境はさらに 厳しさを増している。 普通公衆浴場に課せられた自家風呂を持たない住民に対する入浴機会の提供とい

普通公衆浴場に課せられた自家風呂を持たない住民に対する入浴機会の提供という社会的使命や高齢者をはじめとする地域住民相互の交流の促進といった役割を充分に斟酌され、今後とも公的助成の充実、代替燃料等の情報収集及び提供、さらに、独自事業の宣伝方法や普通公衆浴場の新たな活用方法の検討など、その振興による施設の確保に努める必要がある。

- 2 審議会における資料の閲覧場所
- (1) 県民情報センター (福岡市博多区東公園7番7号)
- (2) 北九州県民情報コーナー (北九州市小倉北区城内7番8号)
- (3) 筑後県民情報コーナー (久留米市合川町1642番地の1)
- (4) 筑豊県民情報コーナー (飯塚市新立岩8番1号)
- (5) 京築県民情報コーナー (行橋市中央一丁目2番1号)
- (6) 福岡県ホームページ
- 3 意見書の提出期間 自 平成20年12月12日 (金)

至 平成20年12月25日 (木)

- 4 意見書の提出方法 資料添付の様式により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。
- 5 意見書の提出先 福岡県庁保健医療介護部保健衛生課

〒812 - 8577

福岡市博多区東公園7番7号

ファクシミリ 092 - 643 - 3282

# 再 掲

福岡県公安委員会公告式規則 (昭和29年福岡県公安委員会規則第18号) 第2条第2項 ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第24号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成20年11月27日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則 (昭和47年福岡県公安委員会規則第7号) の一部を次のように改正する。

様式第12号の3中

	1	株式会社	2	有限会社	3	一般財団法人	
法人の種類	4	公益財団法人	5	一般社団法人	6	公益社団法人	に改め、
	7	その他(				)	

「・寄附行為」を削る。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。